

# 第 331 号丹波市商工会FAXレター

## 2021/7/21 発行

### 月次支援金について申請受付開始のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となります。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
  - ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- ※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

給付額	
中小法人	上限20万円/月
個人事業主等	上限10万円/月
給付額：2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上	

👉申請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。👈

ホームページ：[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

#### 【申請期間】

4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日 6月分：2021年7月1日～8月31日  
7月分：2021年8月1日～9月30日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP 電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

### 丹波市よりお知らせ

人権学習会を開催しませんか。  
丹波市では、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、企業・事業所等が自主的に開催される人権学習会に講師を派遣します。

#### 【対象となる学習会】

丹波市内の企業・事業所や丹波市内に拠点として活動する団体において、参加人数が概ね10人以上の学習会（1時間～1時間半）

#### 【支援内容】

希望テーマ（障がいのある人、パワハラ、職場の人間関係など）に沿って講師を派遣し、その講師料（交通費含む）を負担します。

#### 【その他】

開催希望日の4週間前までにお申し込みください。

#### 【問合せ・申込先】

丹波市役所人権啓発センター  
TEL：0795-82-0242

### 丹波市社会福祉協議会 「地元のお店を応援！」事業

コロナに負けるな！応援プロジェクト！  
地元のお店にマスク（2箱）・手指消毒液1ℓをお届けします！  
財源は善意銀行（地域の皆様からの寄付）です。

#### 【対象店舗】

丹波市内の接客を伴うお店（中小法人・個人事業主）  
※先着200店

#### 【受付期間】

令和3年8月2日から令和3年8月13日まで

#### 【受付方法】

①事業所名②代表者③住所④連絡先⑤訪問可能時間をFAX（82-4519）・メール（[info@tambawel.jp](mailto:info@tambawel.jp)）  
電話のいずれかでご連絡ください。

#### 【連絡先】

丹波市社会福祉協議会 本所 TEL：82-4631

～にじいろタブレット掲載店募集中！～

# 第 331 号丹波市商工会FAXレター

## 2021/7/21 発行

### 中小企業者事業継続応援金（第2弾）について

#### 【応援金額】

- ・対象月の売上が 20%以上 50%未満減少している事業者：10万円
- ・対象月の売上が 50%以上減少している事業者：20万円

#### 【申請について】

新型コロナウイルス感染症対策のため、申請される方は原則郵送での申請をお願いします。

#### 【申請期間】

令和3年7月1日（木曜日）～令和3年11月1日（月曜日）※必着

#### 【申請書送付先】

〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地 丹波市役所 産業経済部 新産業創造課 宛

対象要件および申請書類等に関しては、下記URLより丹波市の特設ページをご覧ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/shinsan/dai2danouenkin.html>

※兵庫県の要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第1期（令和3年1月14日から2月7日）、または、第2期（令和3年2月8日から3月7日）の給付を受けている方は申請対象外となります。（飲食店への協力金）

#### 【問合せ】

丹波市役所 新産業創造課 TEL：0795-74-1464

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店等） （第5期：6月1日～7月11日の休業・時短要請分）

#### 《緊急事態措置分：6月1日～6月20日分》

##### 【給付額】

令和元年又は令和2年6月の売上高又はその月からの売上高減少額に応じて  
（中小企業）1日あたり4万円～10万円/店舗 × 休業・時短営業日数  
（大企業等）1日あたり1千円～20万円/店舗 × 休業・時短営業日数

#### 《県要請協力金：令和3年6月21日～7月11日》

##### 【給付額】

令和元年又は令和2年6月の売上高又はその月からの売上高減少額に応じて  
（中小企業）1日あたり2.5万円～7.5万円/店舗 × 時短営業日数  
（大企業等）1日あたり1千円～20万円/店舗 × 時短営業日数

##### 【申請書類・申請方法】

兵庫県の特設ページをご確認ください。👉 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin5.html>

##### 【受付期間・受付方法】

令和3年7月12日（月曜日）～令和3年8月31日（火曜日） 電子・郵送

※郵送の場合は、兵庫県時短協力金事務局まで、レターパックなど追跡可能なもので送ってください。

（宛先）〒650-8779 神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局宛

##### 【問合せ】

兵庫県休業・時短協力金コールセンター TEL：078-361-2501 受付時間：平日 午前9時～午後5時